

総務省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件

法人名	役職及び所掌	在任期間 (算定期間)	業績勘案率（案）※ 〈総務省評価委員会〉
情報通信研究 機構	理事	H20.4.1~H24.3.31 (同上)	0.9
	監事	H20.7.4~H23.7.14 (同上)	1.0

※ 業績勘案率（案）の算定は別紙のとおり。

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

「総務省所管独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率（案）について」（平成25年1月29日付け独委第2号）をもって貴委員会から通知のあった業績勘案率（案）について、別紙のとおり意見を申し上げます。

なお、通知のありました業績勘案率（案）のうち、独立行政法人情報通信研究機構の理事に係る業績勘案率（案）「0.9」については、意見はありません。

以上

- 1 独立行政法人情報通信研究機構の監事に係る業績勘案率（案）について
会計検査院の平成23年度決算検査報告において、独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）に対する三菱電機株式会社による過大請求事案については、機構が実施している契約に係る制度調査の実施方法等の検討及び原価監査が十分ではなかったことが原因であるとして意見を表示されている等、契約に関する指摘が機構に対してなされている。
当該指摘に関する事項は監事の業績勘案率を決定する際に考慮すべきであると考えられるが、貴委員会は当該事項について検討・審議せずに監事の業績勘案率（案）の決定に至っている。

- 2 意見
以上を踏まえ、監事の業績勘案率（案）については、貴委員会において、上記の事項について事実確認を行った上で改めて審議されたい。

別紙

総務省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		算定内容		業績勘案率 (案)
			(参考) 在任期間	基準業績勘案率 (※1)	調整 当該役員の法人業績への 貢献度その他当該数値に 表れていない事項を総合 的に考慮	
情報通信研究機構	理事	H20.4.1～H24.3.31	同左	1.36	あり(※2)	0.9 (※3)
	監事	H20.7.4～H23.7.14	同左	1.0	なし	1.0

(※1) 独立行政法人の役員退職金に係る「業績勘案率」の決定についての申し合わせ（平成16年3月11日総務省独立行政評価委員会決定（平成22年12月22日一部改訂））の「1.」に基づき算出。

(※2) 平成22年度において会計検査院から指摘された「機構において、契約の履行の完了を確認するための検査を適切に実施していなかった」については、当該役員が所掌する研究開発部門の事案であることから、管理監督責任が認められ、役員の職責に係る事項に関し、減算要因が認められる。

(※3) 申し合わせ「2.」に基づき総合的に勘案して検討・審議したところ「0.9」とすることが適当と判断されたもの。